

**鳥取県告示第675号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	施設障害福祉サービスの種類	辞退年月日
もみの木園	米子市富益町4660	障害者自立支援法附則第20条の規定により障害福祉サービスとみなされる知的障害者施設支援（知的障害者更生施設支援）	平成20年9月30日
もみの木作業所	米子市富益町4722	障害者自立支援法附則第20条の規定により障害福祉サービスとみなされる知的障害者施設支援（知的障害者授産施設支援）	〃